

議案第 6 6 号

訴えの提起について

次のとおり損害賠償請求事件に関し訴えを提起することについて議決を求める。

- 1 相手方 住 所 東京都稲城市平尾二丁目 1 番地の 1 3
法人名 ネクストシェアリング株式会社
上記代表者代表取締役 八幡 泰徳

- 2 事件名 損害賠償請求事件

- 3 事件の内容及び請求の趣旨

ネクストシェアリング株式会社（旧日本システムサイエンス株式会社）は、平成 2 6 年 1 2 月 2 2 日付けで締結した定期巡回サービスにおける情報共有システムの導入業務委託の受託先であるが、成果物の納品がされておらず情報共有システムの導入がされていないことから、業務委託料 1 5, 6 6 0, 0 0 0 円の返還又は業務委託料相当額の損害賠償を求めるもの。

- 4 事件に関する取扱い

- (1) 弁護士を代理人に選任し、訴訟を遂行する。
- (2) 訴訟において損害賠償請求が容認されないときは、上訴するものとする。
- (3) 訴訟遂行上の過程において必要がある場合は、適当と認める条件で和解することができる。

令和 3 年 1 2 月 2 日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

損害賠償請求事件に関し訴えを提起したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、この案を提出するものである。